

# 「2025 しばた桜まつり」三ノ丸広場・柴田大橋下河川敷出店要項

2025.1.10

【目的】 日本のさくら名所100選である「船岡城址公園」「白石川堤」には桜の開花と同時に国内外から25万人を超える観光客が訪れるため「しばた桜まつり」を開催し、おもてなしをしている。そこで、飲食等の提供を積極的に行いおもてなしの強化と滞在時間の延長を促し、柴田町のブランド力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

【主催】 しばた桜まつり実行委員会

【開催日時】 令和7年3月下旬から令和7年4月上旬までの14日間  
(桜まつり期間は2月中に実行委員会で決定予定)  
※桜の開花状況により変更になる場合があります。

【出店内容】 テントまたはキッチンカーによる飲食販売、物品販売

【応募資格】 以下、すべてに該当していること

- ・しばた桜まつりの趣旨に賛同し、スタッフの一員としての自覚を持ち、一緒にまつりを支える担い手として出店を希望する個人及び団体（以下、事業者）
- ・暴力団等と関係がなく、設備・備品、及び材料の仕入れや人員の手配等においても健全かつクリーンな事業者
- ・宮城県内に事業所の所在地がある事業者
- ・過去に出店違反やキャンセルをしていない事業者
- ・その他、実行委員会委員長及び出店部会長が認める事業者

【募集人数】

- ・三ノ丸広場 15事業者程度
- ・柴田大橋下河川敷 2事業者程度

【応募方法】

- ・出店申込書に必要事項を記入の上、下記のとおり事務局まで提出すること

○提出書類 ①出店申込書 ②誓約書

○申込期限 令和7年1月24日（金）まで（必着）

○提出先 

{	〒989-1601
	柴田町船岡中央2丁目1-3
	柴田町商工会（しばた桜まつり出店部会担当者）宛て

【出店協力金等】

- ・1テント（間口3.0m×奥行3.0m）を1小間とする。  
1事業者最大3小間まで、キッチンカーは車両サイズに関わらず2小間とする。
- ・1小間 1日 5,000円 とする。また、7日目以降の出店協力金は徴収しない。
- ・協賛金（1口5,000円～）に1口以上の協力をお願いします。

- ・ 出店協力金及び協賛金は出店者説明会の際に徴収します。
- ・ 出店協力金は申込小間数に応じて以下の表のとおりとする。

小間数	金額（円）	備考
1	30,000	
2	60,000	キッチンカー含む
3	90,000	

- ・ 電力、調理用水、その他販売に関わるものは事業者各自で用意すること。ただし、実行委員会が指定した場合はこの限りでない。
- ・ テント、キッチンカー以外の建物等については実行委員会が協議・指定するものとする。
- ・ 実行委員会では販売商品及び価格の調整は行わない。
- ・ すでに徴収した出店協力金は返還しません。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りでない。
- ・ 桜まつり期間は、週末（土曜日、日曜日）は必ず出店するものとし、合計6日間以上出店すること。また、期間が前後した場合は必ず対応すること。

#### 【出店の決定】

- ・ 出店の可否については、下記選考優先基準や過去の違反等を基に出店部会が決定し、出店者説明会より前に通知文書にてお知らせします。

#### <選考優先基準>

- 1 柴田町内に事業所の所在地がある事業者
- 2 宮城県南に事業所の所在地がある事業者
- 3 柴田町商工会員になっている事業者
- 4 宮城県内に事業所の所在地がある事業者
- 5 過去にしばた桜まつりで出店実績のある事業者

#### 【出店者説明会】

- ・ 出店者説明会は下記の日程で行いますので、担当者をご出席ください。（代理出席可能）  
なお、特段の理由なく欠席した場合は、出店を取り消す場合がありますのでご了承ください。

日 時：令和7年2月7日（金）13：30～

場 所：柴田町商工会 3階 会議室（柴田町船岡中央2丁目1-3）

- ・ 駐車場は柴田町役場（柴田町船岡中央2丁目3-45）をご利用ください。
- ・ 出店協力金及び協賛金の支払いは出店者説明会で徴収します。なお、領収書の宛名は申し込みのあった事業者名になります。（領収書の発行者はしばた桜まつり実行委員会となり、インボイスの発行はできませんので、予めご了承ください）

### 【出店の確認・遵守事項】

- ・ 出店に関する権利を他者へ譲渡しないこと。
- ・ 社会通念上必要な感染防止対策を講じた上で営業すること。
- ・ 主催者は出店に関する紛失、火災、損傷等で生ずる来場者及び施設・設備の損害等に対しては、賠償の責を負いません。事業者は必要に応じた相応の保険をかける等措置を講じてください。
- ・ 暴力団関係者排除のため、選考には警察へ情報を提供して出店者を確認します。
- ・ 飲食品を調理・販売する場合は、保健所の仮設営業許可が必要となるため、各自手続きをすること。また、柴田町商工会へ申請書の写しを提出し、桜まつり当日は店頭許可書を掲示すること。
- ・ 調理等で発生したゴミや排水は原則、出店者が持ち帰ること。ただし、実行委員会が指定した場合はこの限りでない。
- ・ 午前10時から午後4時まで(コアタイム)は常に営業することとし途中で閉店しないこと。ただし、やむを得ず品切れとなった場合は除く。さらに、ステージイベントが開催中の場合は、ステージイベントが終了するまで営業すること。また、出店当日は午前9時までに準備を完了させ、コアタイム前後は任意の営業とするが販売終了は午後9時とする。
- ・ 出店会場（三ノ丸広場）への車の乗り入れは午前9時までとし、午後9時まで車両の進入を一切禁止する。なお、緊急時や観光客がいた場合はこの限りでない。
- ・ 火気を使用する場合は、消火器（粉末消火器10型以上）を必ず配備し、他に損害を与えた補償については、出店者が責任をもって行うこと。また、防火安全チェックを必ず行うこと。
- ・ テントをはみ出して物品を置いたり、悪質な販売及び呼び込みを行わないこと。
- ・ 出店者は出店中に飲酒をしないこと。また、指定場所以外での喫煙はしないこと。
- ・ 近隣ブースに影響のある音量でBGM等を流さないこと。
- ・ 後日提示する日程までに出店の準備を完了させること。また、出店の準備をする日程を事前に柴田町商工会へ報告すること。

### 【その他遵守事項】

- ・ 出店者の車は指定駐車場に駐車すること。また、駐車許可証を掲示すること。
- ・ 期間中の車両事故、盗難等については、自己責任となります。
- ・ 会場内の資機材等に損傷を及ぼした場合は、実行委員会が指定する賠償金をお支払いいただきます。
- ・ 常にテント内及び周囲の清掃を行うこと。
- ・ 出店要項、実行委員、保健所、消防署、警察署の指示に従うこと。
- ・ 金銭及び商品の管理は、出店者の責任において行うこと。出店時間外も同様とする。
- ・ 出店の妨害など、他の事業者と争いのないよう留意すること。
- ・ 次回の桜まつりの参考のため出店後のアンケートに協力すること。
- ・ その他必要な事項は、実行委員会事務局において協議し決定する。
- ・ この要項に記載されていることを守れない場合は会期中に関わらず許可の取り消し及び、今後の出店をお断りします。（店名が違っていても実質の出店者が同一の場合は同様となる）